

税金

町税は決められた納期限までに納付しましょう

幕別町には、個人町民税・法人町民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税などの町税があります。これらの町税は、それぞれ納期限が決められていて、多くの方に納期限内に納めていただいています。しかし、さまざまな理由で滞納されている方がいるのが現状です。

町税は、町行政を進める上で必要な財源であり、滞納となっている町税を放置しておくことは、納期限内に町税を納付している多くの町民との公平性を著しく欠くことになるとともに、町政の執行に大きな影響が出てきます。

このようなことから、町では納期限内に納付が困難な方に対しては納税相談を実施し、やむを得ない理由で一時的に納付が困難な方には徴収猶予などの取り組みを行っていますが、納税相談に応じない方や納税誓約を守らない方に対しては、地方税法に沿った滞納処分を行うことで滞納額の圧縮に努めています。

このため、町では今年度、北海道職員のパ遣を受け、滞納者に対して、滞納処分を含めた徴収対策を強化しています。



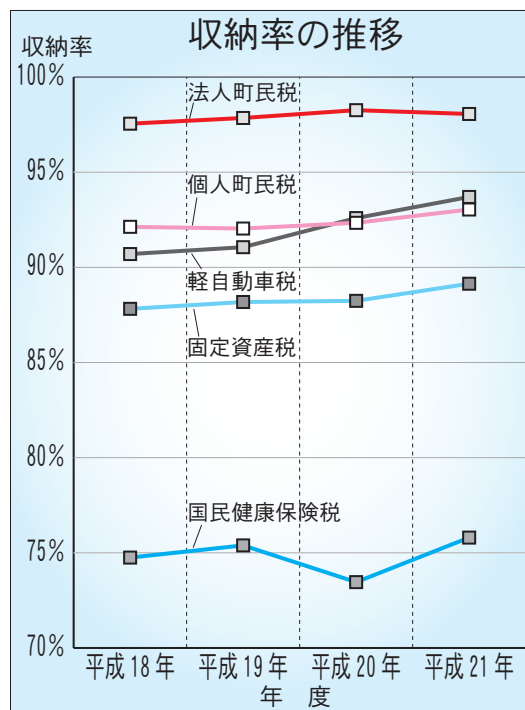
平成21年度 主な町税の収納状況

税の種類	調定額 A	収入額 B	不納欠 損額 C	未収入額 A-B-C	収納率 B/A
個人町民税	1,144,890	1,065,236	3,097	76,557	93.04
現年度分	1,065,611	1,049,488	0	16,123	98.49
滞納繰越分	79,279	15,748	3,097	60,434	19.86
法人町民税	129,780	127,269	120	2,391	98.07
現年度分	127,461	126,697	0	764	99.40
滞納繰越分	2,319	572	120	1,627	24.67
固定資産税	1,226,389	1,093,207	22,270	110,912	89.14
現年度分	1,080,564	1,065,523	63	14,978	98.61
滞納繰越分	129,011	10,870	22,207	95,934	8.43
交付金	16,814	16,814	0	0	100.00
軽自動車税	52,623	49,310	191	3,122	93.70
現年度分	49,002	48,222	0	780	98.41
滞納繰越分	3,621	1,088	191	2,342	30.05
国民健康保険税	1,092,456	828,082	13,424	250,950	75.80
現年度分	821,596	788,383	0	33,213	95.96
滞納繰越分	270,860	39,699	13,424	217,737	14.66
合計	3,646,138	3,163,104	39,102	443,932	86.75
現年度分	3,161,048	3,095,127	63	65,858	97.91
滞納繰越分	485,090	67,977	39,039	378,074	14.01

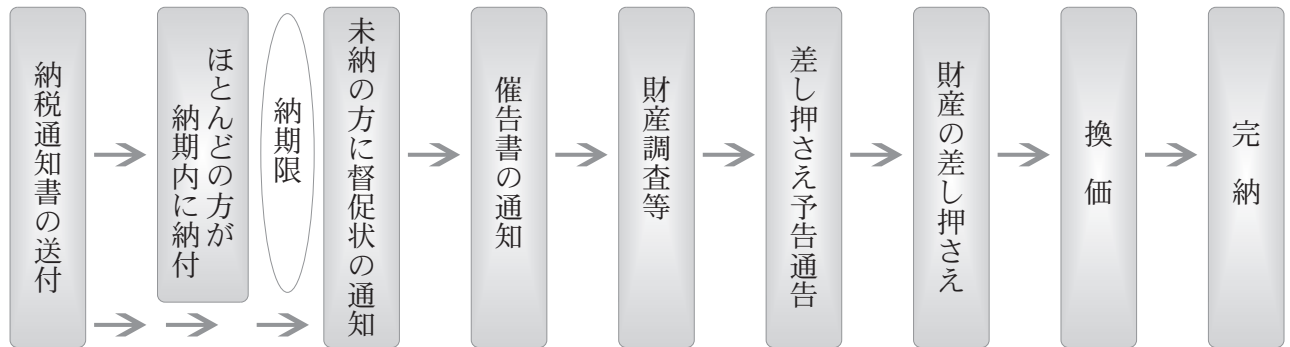
※不納欠損額

地方税法の規程により、所在不明など明らかに徴収ができないものの納付すべき義務を消滅させた額。

収納率の推移（過去4年間）



滞納処分までの流れ



※換価：差し押さえた動産・不動産は「公売」、金銭債権は「取り立て」により換金すること

収納率向上に対する取り組み

平成13年度から、「幕別町町税及び使用料等収納率向上推進本部」を発足し、町税と使用料の収納率の現状把握と、収納率向上対策を検討し、公平公正な行政事務の推進と収納率向上に努めています。

《具体的な取り組み》

平成18年度 コンビニ納付の導入

↓ 夜間や休日に関わらず、全国の主要なコンビニで納めることを可能にしました。

平成19年度 十勝市町村税滞納整理機構の設置

↓ 納税相談に応じない方や納税誓約を守らない方などを機構に引継ぎ、滞納整理を行っています。

平成20年度 過払金請求の実施

↓ 消費者金融会社からの借入金に対して、利息制限法を越える利息を支払っている場合は、過払金（超過利息分）の請求を促し、多重債務を解消するとともに、過払金を滞納者の未納額に充てています。

平成21年度 インターネット公売の実施

↓ 滞納者から差し押さえた財産を、インターネットオークションシステムを利用して公売し、滞納者の未納額に充てています。

平成22年度 北海道職員の派遣

税金の収納対策の専門家である北海道職員の派遣を受け、町職員とともに滞納整理を行っています。

まずはご相談を

病気や失業、事業の経営不振など、やむを得ない理由で一時的に税を納期限内に納付できない方は、生活状況をお聞かせいただいた上で、徴収の猶予や分割の納付などもできますので、ご相談ください。

◆徴収猶予

災害その他やむを得ない事情により、納期までに納付することが困難な場合は納期限を延長したり、納期を分割することができず。

分割納付 1期あたりの額が高額な場合、納期を分割し1期あたりの額を少額にすることができず。

《例》

年税額24万円（4期で納付する場合）

納期を4期で納付（1期6万円）

納期を12回に分割（1期2万円）

◆減免

次のような事情で納付することが困難な場合は、町税が減免されることがあります。

● 災害により所得が皆無となるなど生活が困難になった場合	▶ 町民税 ▶ 国民健康保険税 ▶ 固定資産税
● 生活保護を受けた場合など	▶ 町民税 ▶ 固定資産税
● 障がい者である方（一定の要件あり）	▶ 軽自動車税
● その他、上記に準ずるもののうち、町長が必要と認める場合	